

よこはま地産地消サポート店登録支援要綱

制 定 平成21年4月7日環創農振第843号（局長決裁）

最近改正 令和6年3月26日環創農振第1398号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、市内産農畜産物を活用している飲食店等を「よこはま地産地消サポート店」（以下「サポート店」という）として登録し、その活動を支援するとともに、その情報をホームページ「横浜で地産地消情報サイト」（以下「ホームページ」という）や情報紙などで紹介することにより、市内産農畜産物の利用促進と地産地消の推進を目的とする。
- 2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

（登録の対象となる飲食店等）

- 第2条 この要綱の対象となる飲食店等は、市内にある食品衛生法の飲食店営業等の必要な許可を受けている店舗で次の各号にあてはまるものとする。
- (1) 料理店、一般食堂、レストランなど食品を調理して利用客に飲食させる店舗
 - (2) 仕出し屋、惣菜屋、弁当屋
 - (3) 農産加工業者

（登録の手続）

- 第3条 登録を受けようとする飲食店等は、サポート店登録（変更）申請書（第1号様式）及び推薦者によるサポート店登録推薦書（第2号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査を行い、第4条に適合すると認めるときは、登録を決定し、サポート店登録証（第3号様式）により、申請者に交付するものとする。
- 3 サポート店は、申請の内容に変更があったときは、サポート店登録（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

（登録の要件）

- 第4条 登録を受けようとする飲食店等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 登録の対象となる飲食店等の所在地が横浜市内であること。
 - (2) 横浜市の地産地消の推進に賛同すること。
 - (3) 推薦者による推薦書の提出があること。
 - (4) 市内産農畜産物を活用していること。
 - (5) 市内産農畜産物を活用していることを店頭やメニューに表示していること。

（推薦者）

- 第5条 推薦者とは、サポート店の取組に賛同し、当該飲食店等に市内産農畜産物を販売、納入している生産者、出荷組合、農協、市場、仲卸業者をいう。

（サポート店の役割）

- 第6条 サポート店は、市内産農畜産物を積極的に活用し、市民にその魅力を紹介し、地産地消の推進に努めるために次の各号の取組を行う。
- (1) 横浜市が行う地産地消の取組に協力するものとする。
 - (2) 地産地消に関する横浜市の調査等に協力するものとする。

(サポート店への支援)

第7条 市長は、登録店に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 店舗・生産者・はまふうどコンシェルジュなどをつなぐネットワークを拡充し、市民の利用を促進するための研修や交流会を実施する。
- (2) サポート店の店名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、市内産農畜産物の利用状況など地産地消の取組に関すること、推薦者の団体名及び代表者名をホームページに掲載して、市民に紹介する。
- (3) サポート店を地産地消の情報紙「はまふうどナビ」等に掲載する。
- (4) 横浜市が作成した地産地消を普及啓発するパンフレットやのぼり旗等のPR資材を提供する。
- (5) その他必要な支援を行う。

(登録期間)

第8条 登録の期間は、サポート店が市内産農畜産物を利用している間は有効とする。

(登録の取消)

第9条 サポート店が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、市長は登録を取り消すことができる。

- (1) サポート店から登録取消申請書（第4号様式）の提出があった場合
 - (2) 第4条の登録内容等に虚偽があった場合
 - (3) 閉店等によりサポート店の所在が不明で、店舗による登録取消申請書（第4号様式）の提出が困難な場合
 - (4) 法令違反等によりサポート店にふさわしくない行為を行ったと市長が認めた場合
- 2 市長は前項の規定により登録を取り消した場合は、当該サポート店にサポート店登録取消通知書（第5号様式）により通知するとともに、ホームページから情報を削除する。

(第三者による情報利用に関する責任)

第10条 第三者がホームページ掲載情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者とサポート店との間で解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(事務の担当)

第11条 登録及び本事業の支援に関する事務はみどり環境局農業振興課において行う。

(支援事業)

第12条 市長は、サポート店の活動に対し、地産地消活動に関する情報の提供、研修会の実施のほか、次条に定めるよこはま地産地消サポート店奨励事業（以下、「奨励事業」という）に対し奨励金を交付する。

(奨励事業の内容等)

第13条 奨励事業は、市内で実施されるもので次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内産農畜産物の市民への提供機会の創出に関するもの
 - (2) 生産者および生産地と市民がふれあう機会の創出に関するもの
- 2 市長は、前項の奨励事業に対し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付する。
- 3 第1項の奨励事業の種類、事業内容及び交付基準等については、別表1に定めるところによる。

(奨励事業者の範囲)

第14条 奨励事業者は、次の全ての要件に該当する個人又は団体とする。

- (1) 自らが活動を実施するサポート店であること。
 - (2) 横浜市内で活動を実施していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動については、奨励事業の対象としない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする活動
 - (2) 他の団体等が企画募集する活動
 - (3) その他市長が適当でないと認めた活動

(奨励事業の申し出)

第 15 条 第 14 条に規定する事業を実施する奨励事業者は、当該事業を開始するおおむね 1 か月前までに、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 奨励事業実施申出書（第 6 号様式）
 - (2) 定款、規約、会則等（個人の場合は不要）。
 - (3) 会員名簿・役員名簿（個人の場合は不要）。
 - (4) 団体又は個人の活動内容がわかる書類
 - (5) 実施計画書（第 6 号様式の 2）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申出があった場合には、必要に応じ現地調査等を行い適切な事業の実施を指導する。

(奨励事業の実施承認)

第 16 条 市長は、前条の規定による実施の申出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「奨励事業実施承認通知書（第 7 号様式）」により、その旨を申出者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により奨励事業の内容が適当であると認められないときは、「奨励事業実施不承認通知書（第 8 号様式）」により、その旨を申出者に通知するものとする。

(奨励事業の実施報告)

第 17 条 奨励事業者は、事業完了後速やかに次の各号の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 奨励事業実施報告書（第 9 号様式）
- (2) 実績書（第 9 号様式の 2）
- (3) 事業の実施状況がわかるもの（写真、参加者名簿等）
- (4) 広報の様子がわかるもの（写真・チラシ・ポスター等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付)

第 18 条 市長は、前条の奨励事業実施報告書等が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「奨励事業交付通知書（第 10 号様式）」により奨励事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付通知書を受け取った奨励事業者は、「奨励金口座振替依頼書（第 11 号様式）」により奨励金の請求を行わなければならない。

- 3 市長は、前項の口座振替依頼書に基づき奨励金を交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の審査によって内容が適当であると認められないときは「奨励金不交付通知書（第12号様式）」により、申出者に通知するものとする。

（奨励金の交付取り消し及び奨励金の返還等）

第19条 市長は、次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付を取り消すことができる。

- (1) 奨励事業実施申出書に記載された事業内容を実施しないとき又は実施の見込みがないとき。
- (2) この要綱に基づき、市長が行った指示に違反したとき。
- (3) 奨励事業実施報告書の内容又は事業内容等に虚偽の事実が判明したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 奨励事業者は、前項第1号の場合、「奨励事業中止申出書（第13号様式）」により市長に申出を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、奨励金の交付の全部又は一部を取り消す場合、理由を付して、「奨励金交付取消通知書（第14号様式）」により申出者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により奨励金の交付を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（広報・普及活動への協力）

第20条 奨励事業者及び講師の派遣を受けた講座等の主催団体は、本事業を活用して実施した旨が分かる表示を掲出することに努めなければならない。また、本市から「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力することに努めなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、みどり環境局長が定める。

（附 則）

この要綱は、平成21年4月7日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 13 条第 3 項)

区分	奨励事業の種類	事業内容・交付基準	奨励金額 (1 回あたり)
1	市民を対象としたマルシェの企画・実施(特定の参加者に販売を限定するものは不可)	<p>(1) 単日型</p> <p>市内産農畜産物、あるいは市内産農畜産物を使用した加工品等を 1 戸以上の農業者の代行として、市内で行うマルシェの企画・運営。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者 1 戸以上と連携、協力すること。 ・マルシェの開催時間は 2 時間以上とすること。 ・来場者が 30 名以上見込まれること。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	15,000 円
		<p>(2) 期間型</p> <p>市内産農畜産物、あるいは市内産農畜産物を使用した加工品等を 3 戸以上の農業者の代行として、市内で年間 3 回以上実施するマルシェの企画・運営。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催の都度、農業者 3 戸以上と連携、協力すること。 ・マルシェの開催時間は 1 回につき 3 時間以上とすること。 ・来場者が 1 回につき 50 名以上見込まれること。 ・年間 3 回以上、同じ場所で開催されること。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	50,000 円
2	農作業体験教室の企画・実施	<p>(1) 単日型</p> <p>市内における農作業体験教室の企画、実施。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公募(横浜市民に限る)で参加人数が 10 人以上見込まれること。 ・単なる収穫体験ではなく、横浜の農業や地産地消に関する説明を行うこと。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。 	20,000 円
		<p>(2) 期間型</p> <p>市内における一連の栽培から収穫、加工等を行う農作業体験教室の企画、実施(当該活動で得た収穫物を使用した農産加工教室も含む)。</p> <p>(交付基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一連の栽培から収穫、加工等で連続 3 回以上実施すること。 ・一般公募(横浜市民に限る)で各日参加人数が 10 人以上見込まれること。 ・単なる収穫体験ではなく、横浜の農業や地産地消に関 	50,000 円

			する説明を行うこと。 ・チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。	
--	--	--	---	--

区分1(1)について

- (1) 同一の申請者が複数回申請を行う場合、1年度内3回までを対象とする。
- (2) 申請者が異なる場合であっても同一場所における同一事業での申請は1年度内に3回までを対象とする。

区分1(2)について

申請者が複数回申請を行う場合で、開催場所が異なる場合に限って1年度内3回までを対象とする。

区分2について

1年度内(1)単日型(2)期間型それぞれ1回までを対象とする。

第1号様式

「横浜みどりアップ計画」

年 月 日

横浜市長

店舗名：

住所：

代表者氏名：

標記のとおり、当店を「横浜みどりアップ計画」に基づく、「よこはま地産地消サポート店」に登録申請します。

よこはま地産地消サポート店 登録（変更）申請書			
店舗名	いずれかに○をしてください。 飲食店、小売店、惣菜店、その他（具体的に_____）		
店舗住所	〒 _____		
電話番号	_____	FAX 番号	_____
URL	http:// _____		
営業時間	_____	定休日	_____
地産地消の 対する取組 等 (200文字程度)	横浜市内産農畜産物の取扱について、当てはまるものに○をしてください。 <取扱時期> 通年 季節限定（ 月～ 月） その他（具体的に：_____） <取り扱っているもの> 野菜 果物 畜産物（牛肉・豚肉・卵・乳製品）		
	<自由記載> _____ _____ _____ _____		
推薦者 氏名等	_____ 区 _____ 町	氏名： _____	
代表者氏名	役職 _____	氏名 _____	
担当者名	_____		

上記内容〔太枠内〕を横浜市地産地消情報サイト（HP）及び横浜市が他の広報印刷物に掲載し、PRすることに同意します。

第3号様式

「横浜みどりアップ計画」

よこはま地産地消サポート店登録証

様

年 月 日に「よこはま地産地消サポート店申請書」により申請のあった貴店は、よこはま地産地消サポート店登録支援要綱第4条の規定により適当であると認められたため、「よこはま地産地消サポート店」に登録します

登録番号

登録日

横浜市長



第4号様式

「横浜みどりアップ計画」

年 月 日

横浜市長

店舗名：

住所：

代表者氏名：

標記のとおり、当店について「横浜みどりアップ計画」に基づく、「よこはま地産地消サポート店」登録の取消しを申請します。

よこはま地産地消サポート店 取消申請書

店舗名			
店舗住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
URL	http://		
取消し理由	あてはまるものに○をしてください。 1 市内産農畜産物の利用をとりやめた 2 その他 ()		

第5号様式

「横浜みどりアップ計画」

年 月 日

様

横浜市長

よこはま地産地消サポート店登録取消通知書

「横浜みどりアップ計画」に基づく、貴店の「よこはま地産地消サポート店」登録を取り消しましたので通知します。

(取消理由)

- 1 年 月 日付登録取消申請による。
- 2 登録内容等に虚偽があったため。
- 3 店舗の所在が不明で、登録取消申請書の提出が困難なため。
- 4 法令違反等サポート店にふさわしくない行為を行ったと認められるため。

奨励事業実施申出書

(申請先)

横浜市長

(団体名)

氏名(代表者)

住所(所在地) 〒

電話

「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業を次のとおり実施いたしますので、関係書類を添えて奨励金の交付を申し出ます。

事業内容	事業実施予定 年月日(または期間)	参加予定人数
市民を対象としたマルシェの企画・実施(単日型)		
市民を対象としたマルシェの企画・実施(期間型)		
農作業体験教室の企画・実施(単日型)		
農作業体験教室の企画・実施(期間型)		

奨励金交付申請額	円
----------	---

添付図書	<input type="checkbox"/> 定款、規約、会則等(個人の場合は不要) <input type="checkbox"/> 会員名簿・役員名簿(添付名簿を○で囲む)(個人の場合は不要) <input type="checkbox"/> 団体又は個人の活動内容等がわかる書類 <input type="checkbox"/> 実施計画書(第6号様式の2)(該当事業についてそれぞれ必要) <input type="checkbox"/> その他()
その他	

第6号様式の2（第15条）
「横浜みどりアップ計画」

実施計画書

事業内容	<input type="checkbox"/> 市民を対象としたマルシェの企画・実施（単日型） <input type="checkbox"/> 市民を対象としたマルシェの企画・実施（期間型） <input type="checkbox"/> 農作業体験教室の企画・実施（単日型） <input type="checkbox"/> 農作業体験教室の企画・実施（期間型）
事業名	
事業実施 予定日・期間	
予定参加者数	人（のべ 人）
関連する生産者名 （氏名記載）	
事業内容詳細	
事業スケジュール・行程等	

第7号様式（第16条第1項）
「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

奨励事業実施承認通知書

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業の実施について承認します。

申出内容

事業内容	事業実施予定 年月日（または期間）	参加予定人数
市民を対象としたマルシェの企画・実施（単日型）		
市民を対象としたマルシェの企画・実施（期間型）		
農作業体験教室の企画・実施（単日型）		
農作業体験教室の企画・実施（期間型）		

担当 局 課

電話：

FAX：

第8号様式（第16条第2項）
「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

奨励事業実施不承認通知書

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業の実施について、審査した結果、次の理由により承認しないことに決まりましたので通知します。

申出内容

事業内容	事業実施予定 年月日（または期間）	参加予定人数
市民を対象としたマルシェの企画・実施（単日型）		
市民を対象としたマルシェの企画・実施（期間型）		
農作業体験教室の企画・実施（単日型）		
農作業体験教室の企画・実施（期間型）		

理由

担当 局 課

電話：

FAX：

奨励事業実施報告書

横浜市長

(団体名)
氏名(代表者)
住所(所在地) 〒
電話

年 月 日に 第 号で承認を受けました「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業を実施しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業内容	事業実施完了 年月日	参加人数
市民を対象としたマルシェの企画・実施 (単日型)		
市民を対象としたマルシェの企画・実施 (期間型)		
農作業体験教室の企画・実施(単日型)		
農作業体験教室の企画・実施(期間型)		
添付図書	<input type="checkbox"/> 実績書(第9号様式の2) <input type="checkbox"/> 事業の実施状況がわかるもの(写真、参加者名簿等) <input type="checkbox"/> 広報の様子がわかるもの(チラシ・ポスター等) <input type="checkbox"/> その他()	

奨励金交付申請額	円
----------	---

第9号様式の2（第17条）
「横浜みどりアップ計画」

実績書

事業実施者	
事業内容	<input type="checkbox"/> 市民を対象としたマルシェの企画・実施（単日型） <input type="checkbox"/> 市民を対象としたマルシェの企画・実施（期間型） <input type="checkbox"/> 農作業体験教室の企画・実施（単日型） <input type="checkbox"/> 農作業体験教室の企画・実施（期間型）
事業名	
事業実施日・期間	
参加者数	人（のべ 人）
関連した生産者名 （氏名記載）	
事業内容詳細	
事業実績・事業による効果等	

第 10 号様式（第 18 条 1 項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

奨励事業交付通知書

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に報告のありました「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業について審査した結果、奨励金を交付しますので、奨励金口座振替依頼書（第 11 号様式）の提出をお願いします。

1 交付金額

¥

2 提出書類

奨励金口座振替依頼書（第 11 号様式）

3 交付時期

奨励金口座振替依頼書（第 11 号様式）提出後

4 提出先

担当 局 課

電話：

FAX：

年 月 日

奨励金口座振替依頼書

横浜市長

(団体名)

氏名(代表者)

印

住所(所在地) 〒

電話

「横浜みどりアップ計画」に基づくはまふうどコンシェルジュ奨励事業に対する奨励金については、よこはま地産地消サポート店登録支援要綱第 18 条に基づき、次のとおり振り込まれるよう依頼します。

振込先金融機関	
支店名	
(フリガナ)	
口座名義人	
預 金 種 目	普通 ・ 当座
口 座 番 号	

申請者と口座名義人が異なる場合は委任状をご記入ください。

委 任 状

私は、上記口座名義人を代理人と定め、奨励金の受領に関する権限を委任します。

委任者 (依頼人) 氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

代理人 (口座名義人) 氏名

印

第 12 号様式（第 18 条第 4 項）
「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

奨励金不交付決定通知書

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に報告のありました「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業について、審査した結果、次の理由により奨励金を交付しないことに決まりましたので通知します。

理由

担当 局 課

電話：

FAX：

第 13 号様式（第 19 条第 2 項）

「横浜みどりアップ計画」

奨励事業中止申出書

年 月 日

横浜市長

(団体名)
氏名(代表者)
住所(所在地)〒
電話

年 月 日 第 号で承認された「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サ
ポート店奨励事業について次の通り中止したいので申し出ます。

事 業 内 容	
中 止 理 由	

第 14 号様式（第 19 条第 3 項）
「横浜みどりアップ計画」

奨励金交付取消通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に承認した「横浜みどりアップ計画」に基づくよこはま地産地消サポート店奨励事業の奨励金の交付については、よこはま地産地消サポート店育成事業実施要綱第 14 条第 3 項の規定により、交付の決定を取り消しましたので通知します。

事 業 内 容	
取 消 内 容	
取 消 理 由	

担当 局 課

電話：

FAX：